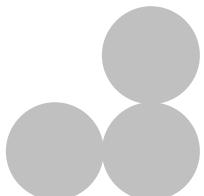


# 里親制度のご案内

高知県中央児童相談所  
高知県幡多児童相談所



## 1. 里親とは・・・

---

子ども達の健やかな成長には、家庭の温かい愛情がなくてはならないものです。

児童憲章には、「すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これに代わる環境が与えられる。」とうたわれています。

保護者の病気や経済的困窮といった諸事情のため、家庭で養育することが困難であったり、あるいは保護者に養育されることが適当でないと判断された子どもを、一時的又は継続的に家庭に預かり、保護者の代わりに温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育ててくださる方々を『里親』と言います。

## 2. 里親制度について

---

里親による養育は、「里親制度」として児童福祉法に基づいて行われているもので、要保護児童対策において重要な役割を果たしています。

里親には、以下の種類があります。

### ○養育里親

保護者のもとで子どもが生活できるようになるまで、若しくは学校を卒業後、就職して自立するまで、短期的・長期的に保護者の代わりに養育するものです。

(期間については希望をお伺いします)

### ※専門里親

養育里親の中で区分されるもので、虐待により心身に有害な影響を受けた子どもや非行の問題を有する子ども、障害のある子どもを預かる、専門性の高い里親です。

### ○養子縁組里親

□特別養子縁組：子どもを特別養子として希望し、縁組が成立するまでの間、里親として養育するものです。

□普通養子縁組：将来的に委託された子どもとの養子縁組を希望して養育するものです。

※養子縁組が可能ではない要保護児童についても、その養育を行ってもよいとお考えの方は、同時に養育里親としても登録できます。

### ○親族里親

両親や実際にその子どもを養育する者が死亡、行方不明又は拘禁、疾病による入院等の状態となった場合に、扶養義務者及びその配偶者である親族が里親として養育するものです。

### 3. 里親となるための手続き等

---

里親になるためには、まず、定められた書類により児童相談所に申請します。その後、児童相談所の担当職員が家庭訪問などで里親としての適性を調査し、養育里親（養子縁組里親）希望の場合は養育里親研修を受講します。全研修終了後、児童福祉審議会の意見を聞いたうえで、高知県知事により里親として認定・登録されることになります。

里親の認定要件と申請書類は次のとおりです。

#### ○要件

- (1) 基礎研修及び登録前研修を修了したこと。
- (2) 経済的に困窮していないこと。
- (3) 里親となることを希望する者及びその同居人が欠格事由に該当しないこと。

《欠格事由》

- ア. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ. 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ. 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

#### ○申請書類記入事項等

- (1) 里親希望者の住所・氏名・性別・生年月日・個人番号・職業等
  - (2) 里親希望者の同居家族の氏名・性別・生年月日・個人番号・職業等
  - (3) 里親希望者及び同居家族の健康状態
  - (4) 里親となることを希望する理由
  - (5) 里親希望者及びその同居家族の履歴書 など
- ※申請書は児童相談所にあります。

#### ○添付書類

- (1) 欠格事由非該当申立及び調査に関する同意書
- (2) 戸籍謄本
- (3) 年間所得金額が証明できるもの（所得証明など）
- (4) 健康診断書（項目：身体測定、血液検査、検尿、レントゲン検査、視力、聴力）
- (5) 居住する家屋の平面図（間取り・広さが分かるもの、手書き可）
- (6) 里親申請者の写真（スナップ写真可）

## ○委託までのながれ

### 1. 申 請

申請書その他必要書類を児童相談所に提出します。  
(申請の際は、ご夫婦・ご家族で充分に話し合ってください。)



### 2. 調 査

児童相談所の職員が家庭訪問し、家庭の状況や委託児童に関する希望条件等について調査します。



◆里親として子どもを養育するために必要な知識や技術を習得していただくため、研修を受けていただきます。（養育里親・養子縁組里親対象）

### 3. 基礎研修

講義1日＋施設実習1日を受講していただきます。

### 4. 登録前研修

講義2日＋施設実習2日を受講していただきます。



### 5. 審 査

研修修了後、児童福祉審議会で里親申込者の里親としての適格性について審査します。



### 6. 認 定 登 録

審議会の審査意見に基づき、知事が適当と認めた方が里親として認定・登録されます。



### 7. 委託へ 向けて

児童相談所では、登録された里親家庭と連絡を取りながら、希望条件・生活環境・児童の適性を考慮して、里子の委託を進めます。また、委託までには、時間をかけて子どもと交流していただきます。

## ○研修内容

### 《 基礎研修 》

目的：①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する

②今日の要保護児童とその状況を理解する

③里親に求められるものを共有する

期間：講義（1日）+ 実習（1日）

講義：里親制度や子どもの権利擁護、児童養護施設等をはじめとする社会的養護の状況  
に関する内容

実習：児童福祉施設の見学など

### 《 登録前研修 》

目的：社会的養護の担い手である養育里親として、子どもの養育を行うために必要な知識  
と子どもの状況に応じた養育技術を身に付ける

期間：講義（2日）+ 実習（2日）

講義：子どもの心や身体の発達、実親との関わりや真実告知等の養育上の様々な課題、  
委託にあたっての支援体制や関係機関との連携、先輩里親の体験談等、里親として  
養育していくのに必要な知識や技術に関するこ

実習：児童福祉施設や委託児童養育中の里親家庭へ

## 4. 里子の養育費

里親には、委託された児童の養育費として、児童福祉法で定められた経費が公費で支給されます。

(1) 生活諸費・里親手当・学校教育費等が支給されます。

(養子縁組里親・親族里親については、里親手当は支給されません。)

(2) 医療費については、委託児童ごとに受診券が交付され、医療機関にかかるときに受診券を提  
示することにより、里親には負担なく診療を受けることができます。

(3) 養育中の委託児童が受けた（与えた）事故等について、里親に賠償責任が生じた場合には、  
里親賠償責任保険の制度による保証が受けられます。

(4) 所得税法上の扶養控除が受けられます。

